

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的な内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	文化	クラウドメディアサービスの実現	米国では、個人が合法的に所有する音楽を当該本人のみが利用できるクラウドコンピューティング上に保管、視聴するいわゆるクラウドメディアサービスが商業的に行われている。米国民と同様のサービスが日本の利用者も受けられるように、著作権法上の問題点を精査の上、所要の対応を図ることが必要である。	民間企業	文部科学省	著作物を利用しようとする者は、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第60条第1項・第2項)。ただし、著作権法上一定の場合には、著作権者の許諾なく著作物を利用することはできません。例えば、著作物を私的に使用する目的であれば、使用する者は、著作権者の許諾なく当該著作物を複製することができます(同法第21条、同法第30条第1項(柱書)、同項第1号、第63条第1項・第2項)。	事実誤認	著作権法第21条、第30条第1項(柱書)、同項第1号、第63条第1項・第2項	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、個人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、クラウドサービスと著作権法との関係については、平成25年度文化審議会著作権分科会における検討課題例の一つとして挙げられています。
2	6月10日	7月11日	8月30日	文化	埋蔵文化財地域における簡易な工事に関する審査の簡略化	占用済みの簡単な変更(例えば、既存の電柱と同じ場所・同じ深さに新しい電柱を立て替える等)については、市町村担当者の立ち合い調査のみで許可を出せるようにする等、審査の短縮を検討すべきである。 【提案理由】 埋蔵文化財分布エリアで電柱の更改工事等では、「市町村教育機関等の窓口で受理一県で審査・許可」という手順になり、簡単な変更でも許可回答に1ヶ月以上かかる時があるなど、迅速な工事に支障がある。	民間企業	文部科学省	周知の埋蔵文化財包蔵地において土地掘削を伴う工事を行う場合は、都道府県又は指定都市の教育委員会に60日前までに届け出ることになります。 この場合、埋蔵文化財の保護のために特に必要があると認められるときは、発掘調査の実施その他の必要な事項が指示されることになります。	現行制度下で対応可能	文化財保護法第93条 文化財保護法施行令第5条第2項	御提案のような工事に伴う発掘調査については、実施の要否や実施方法を含めて都道府県又は指定都市の教育委員会が判断することになっており、御指摘のような市町村担当者の立会のみで工事を行うことも可能です。 また、都道府県教育委員会は、条例によって、市町村教育委員会にこの事務の一部を行わせることも可能となっています。